

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を求める意見書

令和3年10月以降の医療機関等における感染防止対策支援の継続及び新型コロナウイルス感染症の診療等における特例的な評価の拡充が決定された。今後、各地域において、医療機関等がより一層連携し、新型コロナウイルス感染症への対応を進めていく体制を構築していくために、必要な支援が盛り込まれたものと受け止めている。

しかしながら、長く続く新型コロナウイルス感染症の対応で現場が心身ともに疲弊しており、地域の医療提供体制は依然として厳しい状況にさらされている。また、世界保健機関は、南アフリカで確認された新型コロナウイルスの新たな変異株について「懸念される変異株」に指定し、再感染のリスクが高まるおそれを示しており、依然として感染症の収束が見えない状況にある。

このような状況下において、県民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策以外の平時の医療提供体制は、車の両輪として何としても維持しなくてはならない。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、引き続き必要な医療を安定的に提供するための体制整備を講じるとともに、そのために必要な財政措置、財源確保を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
新型コロナウイルス対策・健康危機管理担当大臣

福島県議会議長 渡 辺 義 信